

日時：令和5（2023）年12月15日（金） 14:00～15:00  
場所：別海町本別海1番地の95 本別海生活改善センター

## 第22期第15回 根室海区漁業調整委員会 議事録

1 開会

2 開会挨拶

3 出席者人員報告

4 議事録署名委員の指名

5 議題

（1）付議事項

議案第1号 特定水産資源(さんま、まあじ、まいわし太平洋群)に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）

議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について(答申)

議案第3号 定置漁業の免許申請について（答申）

（2）報告事項

①秋さけ漁獲速報について

②第22期第12回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について

③さんまに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

④まいわし太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

（3）その他

6 閉会

第22期第15回根室海区漁業調整委員会

- 1 開催日時 令和5年12月15日(金) 14:00～15:00
- 2 開催場所 別海町本別海1番地の95 本別海生活改善センター
- 3 出席委員 福原 正純 、 高橋 敏二 、 萬屋 昭洋 、 南出 利春 、  
楠 浩 、 内藤 智明 、 相川 泰人 、 平井 敏雄 、  
小倉 啓一 、 三戸 正己
- 4 欠席委員 大坂 鉄夫 、 竹本 勝哉 、 庄林 満
- 5 事務局 事務局長 松浦 謙二 、 主事 窪田 悠汰
- 6 臨席者 根室振興局 産業振興部  
水産課長 菅原 敬展 、 漁業管理係長 中村 公彦 、 技師 松島 可奈枝

7 議題

(1) 付議事項

議案第1号 特定水産資源(さんま、まあじ、まいわし太平洋群)に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について(答申)

議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について(答申)

議案第3号 定置漁業の免許申請について(答申)

(2) 報告事項

①秋さけ漁獲速報について

②第22期第12回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について

③さんまに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

④まいわし太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

(3) その他

## 8 会議の内容

- 事務局長 定刻となりましたので、ただ今から、第22期第15回根室海区漁業調整委員会を開会いたします。開会にあたり、福原会長から挨拶を申し上げます。
- 福原会長 第22期第15回根室海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。  
今年も残すところ僅かでございます、何かと忙しい日々が続いている状況かと存じます。  
その様な中、根室さけます事業所の小松所長、道東センターの水野センター長、根室管内さけます増殖事業協会の平澤部長、そして振興局水産課の菅原水産課長をはじめ、関係者の皆様方におかれましては、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。  
本日の議題でございますけれども、「特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等」、それから「知事許可漁業の制限措置の公示及び許可等の基準」、さらに「定置漁業の免許申請」について、付議事項が3件となっております。  
また、報告事項につきましては4件となっております。  
本日は、皆様方のご協力により慎重に審議いただけますよう、お願いいたします、誠に簡単ではございますけれども、開会の挨拶とさせていただきます。  
どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局長 次に、ご臨席頂いておりますご来賓の紹介ですが、会長からの紹介もいただいておりますので、お手元に配布しております配席図にて、ご紹介に変えさせていただきます。  
なお、蠣崎専務が急遽欠席となり、平澤部長の出席となったものと、庄林委員が体調不良で急遽欠席となりまして、本日の出席委員につきましては、大坂委員、竹本委員、庄林委員が欠席され、10名の出席となっております。
- 福原会長 本日は、定員13名のうち10名の出席を頂いておりますので、委員会は成立しております。  
次に、議事録署名委員についてですが、委員会規程の第7条により、私の方から指名させていただきます。  
楠委員さんと三戸委員さんをお願いいたします。  
それでは、ただいまから議事に入ります。  
議案第1号「特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を上程します。  
事務局から説明します。
- 事務局長 封筒の中に今回の会議資料一式が入っております。  
右上に議案第1号と記載された資料をご覧ください。  
令和5年11月15日付けで、「特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」、知事から諮問がございました。  
詳細な内容につきましては、振興局水産課から説明をお願いいたします。
- 中村係長 振興局水産課の中村といいます。よろしくお願いいたします。それでは議案第1号について説明させていただきます。座って説明させていただきます。  
議案第1号の1ページ目をご覧ください。こちらが諮問文となります。  
今回の諮問の内容は、漁業法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量を定めるにあたりまして、令和6年1月から12月までを管理期間とする「さんま」、「まあじ」、「まいわし太平洋系群」の3種について、根室海区漁業調整委員会の意見を聴くものとなっております。  
また、令和6管理年度の「さんま」及び「まいわし太平洋系群」の国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更の取扱いについて、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、意見を聴くものであります。  
資料2ページ目をご覧ください。こちらは諮問文の別紙1となり、知事が定め公表しようとする知事管理漁獲可能量案をお示ししております。詳細につきましては、魚種ごとに順次説明して参ります。  
次に資料4ページ、右上に資料1-1と書いているページをご覧ください。  
こちらが「令和6年のTACについて」の資料となります。これについてです

が、11月2日に開催されました「水産政策審議会 資源管理分科会」を経まして国から示された令和6管理年度における漁獲可能量、いわゆるTACの当初配分に基づきまして「北海道」に定められた、数量の概要などを示したものです。

上から、サンマ、マアジ、マイワシと並んでおりますが、まずは上のさんまをご覧ください。

さんまについては、国際交渉によりまして我が国の漁獲可能量が定められており、令和5年3月に開催されましたNPFC年次会合でさんまの保存管理措置が変更されまして、およそ25%の削減措置が合意されたところです。

漁獲可能量の欄をご覧ください。国全体の漁獲可能量が示されており118,131トンと設定されております。そのうち、北海道への配分量については、昨年の11月に改訂されました、全さんま、道東小さんま、オホーツクサンマ協議会、岩手小さんまの4者による確認書に基づき配分が行われまして、北海道に対しては4,800トンが配分されております

次に、マアジになりますが、マアジは太平洋系群と対馬暖流系群がありますが、TAC管理上は全国で両系群を合わせて一本の管理が行われています。

令和6管理年度のTAC配分については、国全体の漁獲可能量が166,800トンが設定されておりまして、北海道への配分は、これまで同様「現行水準」となっております。

続きまして、一番下のまいわし太平洋系群ですが、太平洋系群のMSYを達成する親魚量は1,187千トンとなっております。2022年の平均親魚量は2,405千トンでMSYを上回る資源状態となっております。令和6管理年度のTAC配分についてですが、国全体の漁獲可能量は昨年より増加しまして、971千トンが設定されております。このうち、大臣管理漁業、主に大中型まき網漁業ですが、そちらへの配分が636,200トンとなるのですが、大中型まき網漁業は、法に基づくIQ管理が行われておりまして、IQ管理の場合は国の留保から期中の追加配分は行わないこととしているため、予めIQ管理区分に対しては一定数量を追加配分しております。このため、大臣管理漁業への配分は米印2としてお示ししている665,400トンが設定されております。

北海道への配分ですが、前年より5,800トン少ない32,800トンの設定となっております。国全体のTACは増えておりますが、配分の計算の基礎となる、日本全体における漁業別、都道府県別漁獲割合の3年平均が更新されることとなりまして、令和6管理年度は、令和2年から令和4年までの漁獲実績を反映することとなりましたので、全体の割合が変更されまして、北海道への配分が減少したものとなっております。

なお、国の方ではマイワシTACの15%、145,700トンを留保枠として設定しております。大中型巻き網漁業のIQ管理区分への追加配分によりまして実際の留保は116,500トンとなっております。

この留保は、漁期中に当初配分枠を超過する恐れが生じた場合など、現場に支障が生じないように、速やかに対応するため措置されているものです。

続きまして、それぞれの魚種毎の道内の配分についてご説明いたします。

まず、さんまにつ来まして、資料5ページ、資料1-2をご覧ください。

配分の考え方ですけれども、まず国から配分された数量を、知事許可漁業である、さんま棒受け網及び流し網を対象とする「北海道さんま漁業」の管理区分と、それ以外の「その他漁業」の管理区分で管理いたします。

北海道さんま漁業については、直近3カ年の平均採捕数量の比率により4,700トンを配分し、その他漁業については現行水準と配分しております。

なお、国から配分された4,800トンのうち、全さんまの組合員がオホーツク海域で操業するための採捕枠として、1,600トンが上乗せされており、これは全て「さんま漁業」に配分することとします。

続いて、資料6ページ目をご覧ください。こちらはまあじの配分の考え方になりますが、まあじへの配分は国から北海道に示された数量が「現行水準」であるため、これまで同様、「現行水準」として全道で管理区分を分けず管理するものとなっております。

続きまして資料7ページ目をご覧ください。まいわしに関するものとなっております。

国から北海道に示された数量のうち、道東で行われている「火光を利用する敷網試験操業」へ25,000トンを配分しています。

「その他漁業」は、道南太平洋海域の定置漁業での採捕が大半を占めておりますが、「現行水準」とし、これまで同様の取扱としております。

続きまして、資料戻るんですが3ページ目をご覧ください。右上に別紙2と

中村係長

記載しているページになります。

こちらは「国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について（案）」となっております。

背景ですけれども、漁獲可能量の変更につきましては、漁業法の規定に基づきまして関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまで、さんま及びまいわし太平洋系群の漁獲可能量の配分変更にあたっては、操業に影響が出ないよう配分の迅速性を確保するため、予め行政庁の恣意性のない機械的な追加配分の方法に関しては、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきたところです。

2の今後の取扱いをご覧ください。

さんまの国の留保からの追加配分及び融通については、道方針別紙1-1の第3に基づき、全量を北海道さんま漁業から加除することとなっております、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のため関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。

また、まいわし太平洋系群の国の留保からの追加配分及び融通については、北海道資源管理方針別紙1-3の第3において、予め定めた方法により配分することとなっておりますが、その方法は全量を北海道へ配分することとしており、これについても知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、引き続き、海区委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。

次に、資料8ページ目をご覧ください。資料1-5として「令和5年と令和6年の配分量の比較について」を添付しておりますので参考としてください。

また、資料9ページ目以降は参考資料としまして、水産政策審議会で説明された資源評価結果と当初配分案に係る資料を添付しておりますので、必要に応じてお目通し願います。

長くなりましたが諮問内容の説明は以上となりますので、ご審議よろしくお願いたします。

福原会長

ただ今、議案第1号について説明がございましたが、これにつきまして、皆様方のほうから何か、ご質問等はございませんでしょうか。

高橋副会長

いわしの件なんだけど、この度、函館海域の方では居たのかどうか知らないけども、ああいうふうになっている（※大量打ち上げのこと）。北海道はいわしについてはずいぶん減っている様なんだけど、ああいう状態になっている中で、資源の評価って正確なのか？ どうなんだ？ あんまり寒すぎて死んでしまうと言うのもどうなんだ？ もう少し北海道で獲れる方法はないのかね？ 俺は獲る訳ではないからアレなんだけど。ただテレビ見てるとあれだけの、3千トンかい？

菅原水産課長

1,200トンぐらいですが、原因もよく解っていないのでなんとも言えないんですけど、漁獲自体は渡島の方も増えて行ってるのはあるみたいで、TACの数量も先ほどあった国の留保の追加配分をもらいながらやっているような状況で、それらの状況も国も承知しながら試験研究機関で計算しているやり方にはなっています。

高橋副会長

迷惑な話だよな。沖かどっかで獲ってくればああいう風にならなかった気もするんだけど。自分があそこの立場になったらだよ、迷惑な話だよな資源管理してくれて、ありがとうとは言えない様な状況でないかなと感じるぐらいイワシが居る訳だから、北海道海域の中で獲れる漁業種があるのであればもう少し応分に北海道の漁業に反映させるような、そういうことを道として考えていただけないのかなという思いがあります。あまり言うともた言たって怒られるから言わないけど、答弁しづらいだろうからいいけど、イワシについても北海道が管理する魚種について、もう少し有効に使えることを考えていく必要があるのではないかな。漁業そのものが低迷していくこういう環境の中で、せっかくある資源をもう少し有効に使える、あるいは欲しい、獲りたいという業界があるのであれば、そういう方向にもう少し目を向けて改善すべき所は改善して、有効に資源を使うと言う方法を頭のいい人達に考えていただきたいですってだけです。

福原会長

振興局として承ったということでもいいですかね。

高橋副会長

答弁はいらぬ。

福原会長                    そのほかございませんか。

                                  (ありませんの声)

福原会長                    それでは、議案第1号については、その内容について適正であると認め、知事に答申したいと思いますが、よろしいですか。

                                  (異議なしの声)

福原会長                    それでは、そのように決定いたします。  
続きまして、議案第2号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を上程します。  
事務局から説明します。

事務局長                    右上に議案第2号と記載された資料をご覧ください。  
令和5年11月10日付け、11月13日付け、11月17日付け、及び11月21日付けで、水産林務部漁業管理課所管の内容について、それから12月6日付けでは根室振興局水産課所管の内容について、知事から諮問がございました。  
詳細な内容につきましては、振興局水産課からの説明をお願いいたします。

松島技師                    水産課松島と申します。私の方から説明させていただきます。座って説明させていただきます。  
本議案につきましては、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条によって知事許可漁業の新規の許可を実施するに当たり、制限措置の内容、申請すべき期間の2つにつきまして、根室海区委員会に意見を聴くこととされておりますことから諮問するものであります。  
右上に議案第2号と記載してある資料をご覧ください。今回の諮問資料は全部で9件ございまして、資料1ページ目から6ページ目までが、本庁漁業管理課所管「かにかご漁業（はなさきがに）（根室振興局管内沖合海域）」の諮問資料、続きまして7ページ目から11ページ目までは「かにかご漁業（根室振興局管内根室海峡海域）」の諮問資料、12ページ目から18ページ目までは「すけとうだら固定式刺し網漁業（道東太平洋海域）」の諮問資料、19ページ目から24ページ目までは「すけとうだら固定式刺し網漁業（根室海峡海域）」及び「すけとうだらはえ縄漁業（根室海峡海域）」の諮問資料、25ページ目から26ページ目までは「小型さけ・ますはえ縄漁業（太平洋海域）」の諮問資料となっております。  
27ページ目から30ページ目までは根室振興局所管「潜水器漁業（なまこ）」、「かご漁業（あいなめ）」、「はえなわ漁業（たら、めぬけ及びさめ）」の諮問資料となっております。  
資料戻りまして、1ページ目から26ページ目まで、本庁漁業管理課所管の諮問資料では、諮問文の次に公示案を添付しております。各漁業の公示案の内容につきましてははいずれも昨年同様で変更はなく、申請すべき期間については年度の変更のみとなっております。  
参考に、各漁業の公示案の次に、該当漁業の制限措置等の取扱いも添付しておりますので、併せて後ほどお目通しいただければと思います。  
続いて、27ページ目をご覧ください。  
根室振興局所管「潜水器漁業（なまこ）」外2件の諮問分です。  
裏面の28ページをご覧ください。潜水器漁業（なまこ）の公示案を添付しております。  
こちらは令和5年5月31日付け北海道告示第10851号で定められた根室海区漁場計画（第8次共同漁業権）において、根海共第13号及び根海共第18号で新たになまこが魚種として設定されたことに伴い、今回新規で公示するものです。  
内容につきまして、(2)操業区域は根海共第13号及び18号共同漁業権漁場区域で、(3)漁業時期は1月1日から7月10日まで及び9月21日から12月31日までのうち行使承認で定められた期間としております。  
次に(4)許可又は起業の認可をすべき漁業者の数ですが、根海共第13号、18号でそれぞれ10経営体としております。許可又は起業の認可をすべき申請期間については随時としており、許可の有効期間は令和6年1月1日から令和6年12月31日まで、起業の認可の有効期間は令和6年1月1日から令和6年6月30日までとなっております。  
29ページ目には「かご漁業（あいなめ）」の公示案、30ページ目には「はえな

わ漁業（たら、めぬけ及びさめ）」の公示案を添付しております。内容につきましては、昨年同様に変更なく、申請すべき期間につきましては、年度のみの変更となっております。

私からの説明は以上になります。

福原会長

ただ今、議案第2号について説明がございましたが、この件について質疑に入りたいと思います。

皆様方のほうから、ご質問、ご意見等はございますか。

(ありませんの声)

福原会長

それでは、議案第2号については、その内容について適正であると認め、知事に答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

福原会長

それでは、そのように決定いたします。

続きまして議案第3号「定置漁業の免許申請について」を上程します。事務局から説明します。

事務局長

資料の方が、右上に議案第3号と記載された資料をご覧ください。

令和5年12月11日付けで、定置漁業に係る免許申請について、知事から諮問があった内容でございます。

内容につきましては、漁業法第69条第1項の規定により定置漁業に係る免許申請があったことから、同法第70条の規定により海区委員会の意見を聴くものです。

諮問文の別添として免許申請一覧表が添付されております。

また、適格性審査票と漁業法の関係条文抜粋も添付しておりますので、必要に応じて参照ください。

今回ご審議いただくのは、令和5年10月31日付け北海道告示第11462号で告示された、定置漁業の追加に伴う根室海区漁場計画の変更に係る定置漁業の免許申請についてです。

告示された168件の漁場に対し、各1件、計168件の免許申請がありました。

道の書類審査では、いずれの申請も、申請の内容に不備がなく、申請期間内に到達しており、適切に申請されているというふうになってございます。これはですね、議案第3号と言う資料の例えば1ページ目をご覧ください。この免許申請一覧表の作りなんですけども、囲み上から二つ目の「北海道における審査状況」って言うところがありまして、ここで、いずれの申請も申請内容に不備が無く、申請期間内に到着しており、適切に申請されているとともに、申請書類等からは、いずれの申請も漁業法第71条第1項各号の「免許をしない場合」には該当しないと考えられておるといことです。

次に、諮問を受けた当委員会での審議に係る関係法令を説明します。漁業法の関係条文抜粋も併せてご覧いただきたいと思います。

漁業法第70条の規定により、知事は同法第69条第1項の規定に基づく漁業の免許申請があった時は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとなっております。同法第71条第1項第1号から第4号、この一枚物の囲みのところですね。真ん中ぐらいに免許をしない場合第71条ってあってその下に点々で囲みがあって1、2、3、4ってあるんですけども、この第1号から第4号には、知事が免許をしない場合が規定されており、諮問のあった案件についてこれに該当する旨の意見を知事に述べようとするときは、同条第5項の規定により、申請者に対して公開による意見の聴取を行ったうえでこの旨の意見を述べることとなっております。

第71条第1項第1号は、申請者が法第72条に規定する適格性を有する者でない場合と規定されております。

第72条第1項第1号から第4号には、漁業権者が自ら漁業を営む「個別漁業権」の適格性が規定されており、定置漁業権はこれに該当します。

第1号は、漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。第2号は、暴力団員等であること。第3号は、法人であって役員又は漁業法施行令で定める使用人のうちに第1号又は第2号のいずれかに該当する者があるものであること。第4号は、暴力団

事務局長

員等が事業活動を支配する者であること。 となっておりまして、このいずれかに該当する場合は適格性を有しない者となります。

免許をしない場合の第71条に戻りまして、第71条第1項第2号は、知事が公示した海区漁場計画の内容と異なる申請があった場合。

同第3号は、同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある場合。

同第4号は、免許を受けようとする漁場の水面が他人の占有に係る場合で、占有者の同意がない場合。 と規定されております。

海区委員会では、申請者が漁業法第72条第1項第1号から4号のいずれかに該当し、「適格性を有しない者」に該当するか否か、それから第71条第1項の「免許をしない場合」に該当するか否か、漁場番号毎、申請者1件ずつ、ご審議いただくこととなっております。

最後に、漁業権の免許申請に係る審議につきましては、漁業法第146条の規定によりまして、「海区漁業調整委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくは、その配偶者に関する事件については、議事に参与することができない」とされております。

これは、審議の中立性が確保されていないとの疑義が生じることのないよう、適切な委員会運営に努める必要があるためで、漁業法第146条の規定に該当する委員にあっては、当該議事に委員として出席することが出来ませんので、ご了承ください。

なお、第146条ただし書きでは、委員会の承認があった場合には、決定に加わることは出来ませんが、参考人として出席して、説明等のために発言することは出来ます。

また、委員外の立場として当該議事を傍聴することは、認められておりますことを申し添えます。

長くなりましたが、説明は以上です。

福原会長

ただいま、事務局の方から根拠法令の説明がございました。 この中の漁業法第146条に該当する委員について、事務局から報告願います。

事務局長

それでは、報告させていただきます。

萬屋副会長が関係します「羅さけ・いか定第9号」、楠委員が関係します「別さけ定第2号」、福原会長が関係します「別さけ定第34号」、南出委員が関係します「根さけ定18号」、小倉委員が関係します「根さけ定23号」、庄林委員が関係します「根さけ定33号」、以上、6名の委員が該当することとなっております。

福原会長

それでは、私を含め、萬屋副会長、楠委員、南出委員、小倉委員、庄林委員については、該当する議事に参与することが出来ませんので、ご了承ください。

なお、漁業法146条ただし書きに基づき、該当する議事の審議になりましたら、委員外という立場で、その場で傍聴していただくこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(ありませんの声)

福原会長

それでは、そのように致します。

なお、私が関係します免許申請に係る審議につきましては、高橋副会長に議長を交代し、審議いただきますようお願い致します。

次に、適格性等の審査方法について、事務局より説明させます。

事務局長

それでは、(※次の会議も控えていることから) 足早に説明させていただきます。 お手元にお配りの資料、定置漁業免許申請一覧表と適格性審査票についての説明とさせていただきます。 定置漁業免許申請一覧表は、漁場番号毎に、申請者の住所氏名、共同申請なのか単独申請なのかを表示した申請態様、申請者毎の添付書類、申請の受付日、その下の囲みについては、冒頭でも説明しました北海道の審査状況です。 いずれの申請も、申請の内容に不備がなく、申請期間内に到達しており、適切に申請されているとともに、申請書類等からは、いずれの申請も漁業法第71条第1項各号の「免許をしない場合」には該当しないと考えられておる、とのこと。



事務局長 その下の囲みが、この度の委員会諮問に関するチェック箇所ですが、別添の適格性審査票の方で、漁場番号毎に申請者全員の住所・氏名が記載されております。

氏名の右の方には、「漁業法第71条第1項の免許をしない場合」の該当の有無について、その隣には、「漁業法第72条第1項の免許についての適格性」の該当の有無について、チェックする票となっております。

免許の適格性及び免許をしない場合につきましては、先ほどの説明と重複するので、漁業法抜粋を確認いただくことで省略させていただきます。

なお、審議にあたりましては、申請者が免許の適格性を有しない場合や免許をしない場合、つまり、申請が適当では無いと判断された場合には「該当する」と、この申請でよろしいと判断された場合は「該当しない」、「該当しません」と発言いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

福原会長 それでは、申請者の適格性等の審議に入ります。

審議にあたりまして、事務局から漁場毎に申請者の説明がありますので、先ほど説明があったとおり、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について、申請者が「該当する」又は「該当しない」をハッキリとご発言をお願い致します。

それでは事務局から説明させます。

事務局長 お付き合いのほど、よろしくお願いいたします。

審査票の1ページ目をご覧ください。

羅臼地区関係です。上から、羅さけ・いか定第1号は豊栄漁業（有）ほか1名、第2号は（有）赤岩水産ほか4名、等とですね、このように口頭で説明していくところなんですけども、説明を読み上げるに変わって、該当ページをご覧くださいと説明して、羅臼地区のさけ・いか定の方、第3号から32号の免許申請関係人が全てになります。ちょっと飛ばしすぎでしょうか？

（それでよろしい旨の声）

続きまして、5ページ目ですが、羅さけ・ます定第1号は濱澤政巳ほか7名、以下、2号、3号、4号、8ページ目の羅さけ・ます定第14号まで続きます。

羅臼地区の関係者説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

福原会長 ただいま説明のあった、羅さけ・いか定第1号から第32号、及び、羅さけ・ます定第1号から第14号の各申請者につきましては、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

（該当しませんの声）

福原会長 それでは、該当しませんの声でございますので、各申請者につきましては「該当しない」と決定します。

次の地区について、事務局から説明させます。

事務局長 それでは、9ページ目の標津地区関係をご覧ください。

標さけ定第1号は田村正ほか3名、他、2号、3号、4号、5号、6号、それからずっと続きまして、12ページ目までの28号まで続きます。

標津地区は、標さけ定1号から28号までです。

標津地区の説明は、以上となります。

福原会長 平井さんこれ、「しべ」って読むの「ひょう」って読むの？

平井委員 「ひょう」。「しべ」って読んだり「ひょう」って読んだり。定置の場合は「ひょう」って言ってるみたい。

福原会長 ただいま説明のあった、標さけ定第1号から第28号の各申請者につきましては、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の

福原会長	適格性を有しない者」に該当しますか。  (該当しませんの声)
福原会長	それでは、各申請者については「該当しない」と決定致します。 次の地区について、事務局から説明させます。
事務局長	次の地区は13ページ目、野付地区関係になります。 別さけ定第1号は佐藤辰夫ほか5名、以降、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、10号、16ページの11号、12号、13号、17ページ目の14号、15号、次の18ページも野付地区になります。16号、17号、18号、19号、20号、21号、22号、23号、24号、25号、26号、27号、28号、29号、30号、31号、32号、野付地区の最後は20ページ目の別さけ定第33号になります。 野付地区の説明につきましては、以上でございます。
福原会長	ただいま説明のあった、別さけ定第1号から第33号の各申請者につきましては、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。  (該当しませんの声)
福原会長	該当しませんの声でございますので、各申請者につきましては「該当しない」と決定します。 次の地区について、事務局から説明させます。
事務局長	それでは、審査票の21ページ目をご覧ください。 別海地区関係ですが、別さけ定第34号は福原正純ほか3名となっております。 以降、35号、36号、37号、38号、39号、40号、41号、42号、43号、44号、45号、46号、47号、23ページ目の別さけ定第48号まで、それから、風蓮湖の風さけ定第1号、別海漁業協同組合と湾中漁協の共同経営が、風さけ定第1号から5号までございます。 別海地区の説明としては、以上になります。
福原会長	ただいま説明のございました申請のうち、まずは私が関係いたします、別さけ定第34号を除き審議を致します。 別さけ定第35号から第48号及び風さけ定第1号から第5号の各申請者につきましては、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。  (該当しませんの声)
福原会長	それでは、各申請者につきましては「該当しない」と決定致します。 別さけ定第34号の議事進行につきましては、高橋副会長にお願い致します。
高橋副会長	はい。 それでは、別さけ定第34号の審議を進めたいと思います。 別さけ定第34号の申請者については、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。  (該当しませんの声)
高橋副会長	それでは、「該当しない」と決定致します。 議長を福原会長にお返しします。
福原会長	はい。 次の地区について、事務局から説明させます。
事務局長	審査票の24ページ目をご覧ください。 根室湾中部地区関係ですが、温さけ定1号、根室湾中部漁業協同組合。

事務局長	<p>第2号も同じ。          根さけ定第1号は、根室湾中部漁業協同組合ほか15名、そして、1号、2号、3号、4号ともに同じ者の共同申請となっております。          このほか、湾中地区は、先ほど、風さけ定第1号から5号についても関係しますが、先ほど別海地区でご審議いただいたとおりということをご報告いたします。          根室湾中部地区の説明は、以上です。</p>
福原会長	<p>ただいま説明のございました、温さけ定第1号から第2号及び根さけ定第1号から第4号の各申請者については、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。</p> <p>(該当しませんの声)</p>
福原会長	<p>それでは、各申請者につきましては「該当しない」と決定を致します。          次の地区について、事務局から説明させます。</p>
事務局長	<p>はい、審査票の26ページ目、根室地区関係をお願い致します。          根さけ定第5号は根室漁業協同組合の単独申請。ほか、6号、7号、8号、9号、10号、11号、12号、そして飛びまして27号、(有)雄洋漁業の単独申請。          根室地区の申請者は、以上です。</p>
福原会長	<p>ただいま説明のございました、根さけ定第5号から第12号及び第27号の各申請者につきましては、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。</p> <p>(該当しませんの声)</p>
福原会長	<p>それでは、各申請者につきましては「該当しない」と決定を致します。          次の地区について、事務局から説明させます。</p>
事務局長	<p>次の地区は、審査票の27ページ目をご覧いただきたいと思っております。          歯舞地区関係です。          根さけ定第13号は宮下道博の単独申請、根さけ定14号、15号、16号、17号、18号、19号、20号、次のページに移りまして21号、次のページの22号、更にその次のページの23号、そして34ページの24号と、35ページの25号、26号。          歯舞地区の説明は、以上です。</p>
福原会長	<p>ただいま説明のございました、根さけ定第13号から第26号の各申請者につきましては、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。</p> <p>(該当しませんの声)</p>
福原会長	<p>それでは、各申請者につきましては「該当しない」と決定致します。          次の地区について、事務局から説明させます。</p>
事務局長	<p>続きまして36ページ目、最後、落石地区になります。          落石地区関係でございますが、根さけ定第28号は佐藤俊彦ほか1名、29号、30号、31号、32号、33号、34号、35号、36号、37号、38号、39号。          落石地区の説明は、以上となります。</p>
福原会長	<p>ただいま説明のございました、根さけ定第28号から第39号の各申請者につきましては、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。</p> <p>(該当しませんの声)</p>
福原会長	<p>それでは、各申請者につきましては、「該当しない」と決定を致します。</p>

福原会長

以上で、申請件数168件につきまして審議を致しました。

全ての免許申請につきましては、漁業法第72条第1項に規定する適格性を有し、法第71条第1項に規定する免許をしない場合に該当しない旨を北海道知事に答申することと決定をいたします。

以上で、付議事項を終了致します。

続きまして、報告事項につきまして、事務局から説明がございました。

事務局長

事務局からの報告事項は、資料が四つございます。

まず報告事項1としまして、11月30日現在の秋さけ漁獲速報の状況をご報告しますので参考としていただければと思い添付しておるところです。

続きまして、報告事項2なのですが、先日行われました「連合海区漁業調整委員会の開催結果」です。

議案としては、北海道沖合海域におけるかじき等流し網漁業に係る委員会指示の審議となります。

委員会指示の概要や主な変更点につきましては、資料の3ページ目にワンページがあんですけれども、10t以上船は大臣・知事許可漁業となっており、10t未満船は令和4年まで自由漁業でしたが、クロマグロやカジキ類、サメ類の保存管理が求められる状況であったり、漁船の大型化など、当該漁業を取り巻く状況変化があったことから、令和5年からこの漁業のあり方を検討することを目的に北海道連合海区の委員会指示による承認制が導入されたところとございます。

昨年との主な変更点ですが、承認の条件にある操業禁止区域等に関して、漁場利用が競合する関係者間において調整が図られた場合、制限の適用を受けないと規定されたところとございます。

それに関連して、事務取扱要綱のイで、関係者間において調整が図られた場合の具体的な事例を記載しており、カジキ流し協議会と道東小サンマ協議会が交わす覚書によって合意が図られた場合には、その覚え書きの提出を以て漁業調整の確認とすると規定されたところとございます。

このほか、実地検査の方法について新たに規定されたということが主な変更点となります。

なお、この委員会指示委につきましては、令和5年12月1日付けで北海道連合海区の委員会指示が発動されておりますことを併せてご報告いたします。

次に、この資料の15ページから最後までは、秋サケに関連する各種報告があったところとございます。

その中には、若齢化の傾向が強まっている、とか、再び減少が進んでいるような傾向がうかがえる、高水温の時期を避けて帰ってくるような資源を作る必要がある、これまで以上に中後期資源の重要性が高まってくると思われる、といった報告がありました。

これらの報告を受けまして、各種新聞報道でも取り上げられておりましたが、委員の皆様からは、定置漁業経営は非常に厳しい、きちんとした考え方を以てふ化放流事業をしていかなければ事業を続ける意味も無くなる。とか、地区増協は赤字状態でこのまま今のままで続けていって良いのかどうか、研究機関には明確な答えを出してほしい。とか、獲れない原因を気候のせいにはせず8月高水温時期のサケはなぜ帰ってこれるのかなど解明してほしい。とか、品種改良の話や、来遊予測は当たらないので、当たる確率も示してほしい。とかですね、試験研究機関は信頼されるような成果を出してほしい。といった、厳しい意見が多く出された状況にあった委員会でしたという報告でございます。

次、報告事項3につきましては、「さんまに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」です。この諮問文中に令和5年5月12日付け漁管第367号で諮問があった内容に従い云々と書いてあるんですけども、これはですね、さんまの知事管理漁獲量について、国の留保から追加配分などがあった場合には、先に北海道資源管理方針で規定してありますので、後は、海区委員会には事後報告で数量変更を報告させていただくというルールが出来上がっていたところから、この度、数量変更がありましたよという報告があったものでございます。

また、報告事項4につきましても同様にですね「まいわし」の件なんですけれども、先ほどの「さんま」と同様に、北海道資源管理方針に規定された配分方法に基づいて、国からの配分は全量を北海道漁獲可能量へ配分した旨、知事からの報告がありましたという内容でございます。

かなり駆け足なんですけれども、報告事項は以上で終わりたいと思います。

福原会長

ただ今、報告事項につきまして説明がございましたけれども、皆様方のほうから質問等ございますか。

(ありませんの声)

福原会長

以上で、報告事項を終了いたします。  
続きまして、全体通して「その他」について何かありますか。

事務局長

次の委員会は、3月を予定しておりしばらく空くこととなります。  
また然るべき時期が来ましたらあらためて日程調整させていただきますので、ご協力方よろしくお願いたします。  
また、本日の定置適格性の説明の部分、かなり駆け足での説明となり申し訳ありません。ご理解のほどよろしくお願いたします。  
事務局からは以上です。

福原会長

そのほか、全体を通しまして、何かございますか？

(ありませんの声)

福原会長

無いようでございますので、以上をもちまして、第22期第15回の委員会を閉じたいと存じます。  
また、本日の議案にありました「定置漁業の免許申請」を以て、一連の漁業権切替が一区切りつきまして、後は免許を待つのみとなったところでございます。  
これもひとえに、委員の皆様、関係者の皆様方に最大限のご協力をいただいたおかげでございます。  
この場を借りまして、お礼申し上げます。  
本日は、長時間に及ぶ審議でございました。  
誠にありがとうございました。

(15:00終了)